

令和 5 年度

第8回 第一農地部会定例会議事録

令和5年11月30日（木）

上越文化会館 4階 大会議室

令和5年度第8回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年11月30日(木)午後2時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫 一成	6番 竹山 貞子	9番 吉村 清正
13番 新井 文雄	14番 竹内 浩行	15番 牧繪 雄一郎
16番 清水 増彦	20番 篠宮 英樹	23番 佐藤 清繁
24番 松本 香		

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋 信夫	倉石 洋一	高島 信雄	片桐 清司
高島 真一	笠原 行夫	荻原 一昭	小林 政秋
白滝 光彦	横田 正美	平野 宏一	清水 康之
野村 しのぶ	長野 秋義	穂苅 靖男	

2 欠席委員

(1) 農業委員

古川 政繁 飯塚 直人

(2) 農地利用最適化推進委員

野島 文昭 上原 孝

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
係長	秋山 雅也
主任	中村 駿
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

15番 牧繪 雄一郎 16番 清水 増彦

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第5号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(清里区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 2 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 15 番 牧繪雄一郎委員、議席番号 16 番 清水増彦委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。</p> <p>皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の牧繪委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 153 番から 192 番までの 40 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>それでは 1 頁をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。</p> <p>すべて合意による解約であり、解約後は、他者へ貸付が 13 件、売却が 23 件、地主耕作が 3 件、その他が 1 件です。</p> <p>同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の40件を承認します。</p>
議長	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号10番の1件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは8頁をご覧ください。</p> <p>報告第2号は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。</p>
議長	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号155番から番号181番までの27件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは9頁から15頁をご覧ください。</p> <p>報告第3号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」14件、「敷地拡張」3件、「宅地造成」2件、「駐車場」2件、「貸駐車場」1件、「モデルハウス」1件、「資材置場」3件、「倉庫」1件です。</p> <p>163番、171番、178番、181番の案件は全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、16～19頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
竹内 部会長	<p>No.181 について、申請箇所が点々としており、申請者も千葉県在住ですが、何か事情があれば教えてください。</p>
(事務局) 中村主任	<p>従前の所有者がお亡くなりになり、譲渡人の兄弟 3 人に相続されましたが、この度、当該財産を整理したいということで、そのうちの一人に譲渡するとともに、駐車場に転用し、他者に貸付るといことです。</p>
白滝委員	<p>No.160 について、業者の譲受人が農地のまま取得するのですか。</p>
(事務局) 中村主任	<p>業者である譲受人が取得し、宅地造成する際、改めて転用の届出が提出されます。</p>
議長	<p>その他、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 3 号の 27 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p> <p>次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 35 番から 42 番までの 8 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 20 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 1 号は、農地法第 3 条の許可申請です。</p> <p>番号順に概略を説明いたします。</p> <p>番号 35 番につきましては、相続により農地を取得した譲渡人が、管理が困難であるとの理由から、当該農地に隣接する譲受人に譲渡し、畑として耕作するものであります。</p> <p>全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 36 番です。</p> <p>高齢により経営規模を縮小したいとする譲渡人の要望により、隣接する譲受人に譲渡するものであります。</p> <p>こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p>

	<p>次に番号 37 番です。</p> <p>当該農地から離れているところに居住し、管理が困難である譲渡人の要望により、隣接する譲受人に譲渡するものであります。</p> <p>こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 38 番です。</p> <p>高齢により経営規模を縮小したいとする譲渡人の要望により、耕作面積を拡張したい近隣の譲受人に譲渡するものであります。</p> <p>現在、道路拡張工事中であります。工事完了、埋め立て後、果樹を植栽し、耕作・管理していくものです。</p> <p>こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 39 番です。</p> <p>県外在住の譲渡人からの要望により、隣接する譲受人に譲渡するものであります。譲受後、耕作できる状態に整備し、家庭菜園として耕作するものです。</p> <p>こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 40 番です。</p> <p>これまで譲受人と共同で管理していた農地であり、譲渡人の事情により、手離したいとする意向から、譲受人が畑として耕作するものであります。</p> <p>こちらも、全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 41 番です。</p> <p>郊外に在住で労力不足である譲渡人の要望により、隣接地を耕作する譲受人に譲渡し、水稻を耕作するものです。</p> <p>こちらも、全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>最後に番号 42 番です。</p> <p>労力不足により経営規模を縮小したい譲渡人の要望により、近隣に事務所を有する譲受人が、ブルーベリー栽培をするため譲り受けるものであります。</p> <p>こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>※合わせて、各委員から現地確認の結果、問題なしとの報告。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
白滝委員	No.39 について、10 a 当たりの単価が高すぎないですか。
(事務局) 秋山	宅地に隣接する農地ですので、評価額は不明ですが、申請書に記載のとおり金額で、特段問題はないと思われま。
議長	その他、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
	<p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」番号23番から26番の4件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは22頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>番号23番は、下野田地内の農地を、「資材置場・駐車場」に整備するものです。</p> <p>23頁に位置図、24頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>当該案件は、譲受人が経営する足場会社に資材置場が無く、現場ごとにレンタルしている状態であり、それを解消するため申請農地を取得し、資材置場・駐車場として利用するものです。申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和6年7月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、資材置場・駐車場で、申請面積728.6㎡と既存宅地部分374.64㎡で合計1103.24㎡所要面積が資材置場412㎡、駐車場188㎡、通路503.24㎡です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p> <p>番号24番は、大豆地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。</p> <p>25頁に位置図、26頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内の戸建て住宅に居住していますが、世帯員が増え、生活スペースが手狭になったことから申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であり、農地区分は第2種、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和6年3月29日から令和6年9月30日、土地利用計画は、住宅1棟、カーポート1棟、車庫1棟で、申請面積469㎡、建築面積143.96㎡で建ぺい率は30.70%です。都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p>

	<p>番号 25 番は、本道地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。 27 頁に位置図、28 頁に土地利用計画図を添付してございます。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、今後の生活のため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>こちらの農地も第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和 6 年 2 月 20 日から令和 6 年 5 月 26 日、土地利用計画は、住宅 1 棟で、申請面積 393 ㎡、建築面積 69.56 ㎡で建ぺい率は 17.72%となり、基準の 22%を満たしていませんが、分筆するも狭隘な土地となるため、やむを得ないと判断しました。都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>最後、番号 26 番は、大道福田地内の農地を、「駐車場」に整備するものです。 29 頁に位置図、30 頁に土地利用計画図を添付してございます。</p> <p>当該案件は、違反転用です。</p> <p>譲受人から相談があり発覚したものになります。</p> <p>転用理由は、申請農地横の設備事務所の既存駐車場の台数が不足しており、従業員を適正人数配置できないため、申請農地を貸借し、駐車場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>土地利用計画は、駐車場で、申請面積 262 ㎡です。都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 13 件、貸借権設定 30 件を上程します。はじめに、所有権移転 13 件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは 31 頁をご覧ください。 最初に所有権移転 12 件の概略を説明します。 すべての案件につきまして、譲渡人の要望により、利用集積の観点から、譲受人との双方の合意により、所有権移転するものであります。 このうち、現耕作者に売却する案件は、番号 478, 479, 480, 499 番となっております。 また、受人の経営面積が 1.6ha 以下の案件は、農業法人の構成員でありますので、集積計画による所有権移転としての取り扱いが可能となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、貸借権設定 30 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>続きまして、貸借権設定 30 件の概略を説明します。 頁は 35 頁から 41 頁です。 内訳といたしましては、新規が黒太字で記載の番号 467 番から 483 番、485 番から 495 番、41 頁の 503、504 番の計 21 件、残りの 9 件は再設定となっております。 新規設定の案件につきましては、先ほどの合意解約での解約事由にありましたが、主に受手側の労力不足によるものや、耕作農地の不便さなどを踏まえ、使用貸借により、新規耕作者と賃貸借契約を設定するものもございます。 その他、再設定につきましては、設定期間を 2 年～10 年として、従前からの契約を継続する再設定となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは 42 頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>番号 37 番、38 番の一括方式による貸借権設定です。</p> <p>こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>左の借入契約者は土地の所有者、右の貸付者は中間管理機構が貸付ける者で、耕作者となっております。</p> <p>こちらも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p><議案第 5 号「利用状況調査に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 283 番までの 283 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それではページは 44 頁をご覧ください。 議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。 まず、「非農地判断」についてであります。森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです この間、地権者からの申し出があった農地について、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地、283 筆、64,473 m²を「非農地」として判断し、農地台帳から削除するものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>(中郷区駐在室分の議案) <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7103 番から 7105 番の 3 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7103 番から 7105 番の 3 件を説明します。 番号 7103 番は、譲受人が空き家を取得する際、農地も併せて譲受予定でしたが、農業経験がなかったことから、1 年かけて地域の方から畑作の指導を受け自立できるようになったことから、今回申請するものです。</p>

<p>議長</p>	<p>次に番号 7104 番は、譲渡人が高齢により耕作困難となり耕作者を探していたところ、隣接地に住む譲受人が家庭菜園を希望していたことから譲渡すものです。</p> <p>次に番号 7104 番は、譲渡人は遠方に住んでおり、財産処分するにあたり、土地建物を買ってくれる方に、農地は無償で贈与するとの条件であり、譲受人も家庭菜園を希望していたことから譲渡するものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、いずれの案件も全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 3 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>2 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 3 件について説明します。</p> <p>7163 番から 7165 番の案件は、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>また、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」番号 1 番から 11 番までの 11 件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>3 頁、議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>中郷区管内は、3 頁、番号 1 番から 11 番までの 11 件、6,911 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7533番から7536番の4件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7533番から7536番の4件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した4件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、いずれも「他者へ売却」です。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、4件を承認します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7509番、7510番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>1頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7509番、7510番の2件を説明します。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号7509番は、新潟市に転出した譲渡人から譲渡の希望があり、隣接地に居住する譲受人に贈与するものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>番号7510番は、高齢により息子と同居する予定の譲渡人が、宅地、住宅と合わせて宅地に隣接する畑を、宅地、住宅を購入して板倉区に移住予定の譲受人に合わせて売却することで合意したものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件、貸借権設定3件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号7623番、7624番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7623番、7624番の2件について説明します。</p> <p>2件とも、これまで利用権設定により別の耕作者に貸付していた農地を、合意解約により近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、貸借権設定、番号7625番から7627番の3件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁の貸借権設定、番号7625番から7627番の3件について説明します。</p> <p>いずれも再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」番号1番から6番までの6件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>5頁、議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>板倉区管内は、5頁、番号1番から6番までの6件、1,411㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p>
(清里区) 中条	<p>議長 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8102 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8102 番の 1 件を説明します。</p> <p>別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号 8102 番は、いわゆる農地付き空き家の購入により農地取得の手続きが必要となったものです。</p> <p>清里区に移住予定の譲受人が、宅地、住宅と合わせて隣接する畑を購入するものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議長 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 1 件を上程します。貸借権設定、番号 8172 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>(清里区) 中条</p>	<p>2 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定、番号 8172 の 1 件について説明します。</p> <p>高齢化により耕作ができなくなり、新たな契約を結ぶものです。終期については、他の小作契約の終期とあわせるためこの日付となりました。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案) <議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 3 件を上程します。</p> <p>貸借権設定、番号 9573 番から 9575 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>1 頁、番号 9573 番から 9575 番の 3 件は、いずれも期間満了に伴う再設定案件となり、引き続き耕作を行うものです。</p> <p>本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>

篠宮委員	No.9573、9574 について、借賃総額が 3,000 円、4,000 円となっていますが、このような契約は多いのですか。
(名立区) 松本委員	名立区は、面積の小さい田が多く、今回のように筆全部で 3,000 円、4,000 円など、筆で契約される方もいらっしゃいます。
議長	<p>その他、事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 230 番までの 230 件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>2 頁、議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>名立区管内は、2 頁から 12 頁まで、番号 1 番から 230 番までの 230 件の 67,190.10 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。</p>